

雇用維持・拡大をお考えの事業主の皆様へ 在籍型出向等支援セミナー



プログラム

- 1 在籍型出向について
(産業雇用安定センター)
- 2 産業雇用安定助成金について
(佐賀労働局)
- 3 出向に対応した就業規則の整備について
(佐賀県社会保険労務士会)
- 4 働き方改革支援について
(佐賀県社会保険労務士会)

プログラムにつきましては予告なしに変更になる場合があります。

日時

2021年7月30日(金)
14:00～

会場

ハローワーク佐賀
(3階大会議室)

佐賀市白山2丁目1-15

申込みは
こちら！

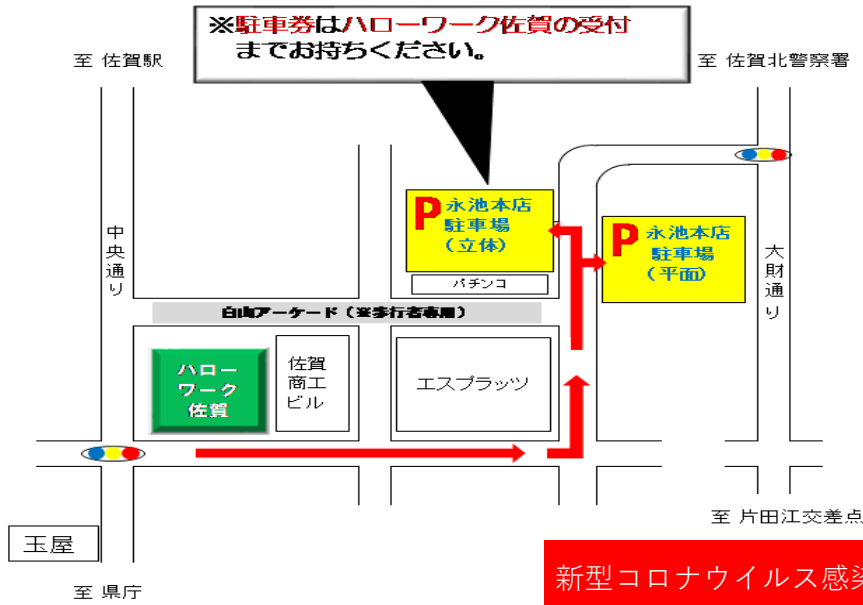
佐賀労働局 職業安定課
〒840-0801
佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20

☎0952-32-7216
(受付時間 9:00～17:00)

佐賀労働局



駐 車 場



新型コロナウイルス感染予防について

- 会場内で実施する「検温・消毒・マスク着用」にご協力をお願いいたします。
- 咳や熱などの風邪症状がある場合は、参加をお控えください。

■ 在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

◎コロナが同業種の企業の景況に影響を与えていることから異業種の企業へ出向している事例が見られます。

◎大企業だけでなく、規模の小さな企業であっても出向に取り組んでいる事例があります。

■ 産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額 (出向元・先の計)	12,000円/日	

佐賀労働局 職業安定課

〒840-0801

佐賀県佐賀市駅前中央3-3-20

☎ 0952-32-7216

(受付時間 9:00~17:00)

佐賀労働局



お問合せ先